新型コロナウイルス感染症による出席停止期間報告書

- ○医療機関を受診し、新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、学校へご連絡ください。
- ○新型コロナウイルス感染症と診断された場合、以下の2つの条件が全て満たさなければ登校できません。(出席停止扱いとなります) ※学校保健安全法施行規則第19条
 - ①発症した後、5日を経過している。
 - ②症状が軽快した後、1日を経過している。

両方の条件が必要です

- ※「症状が軽快」とは、従来の社会一般における療養機関の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。
- ○この報告書に必要事項を記入し、登校する日に学校へ提出してください。
 - ※医療機関で記入してもらう必要はありません。
 - ※2つの条件が満たされず登校した場合は、お迎えをお願いする場合があります。

【記入例】

	医療機関で お聞きください	舜	症した後	、最低5E	3間は登校	できませ	h			
		発症日 (0日目)	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4 日目	発症後 5日目	発症後 5 日経過	① 日に	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
例	日にち	/	/	/	/	/	/ <		記入	
例 1	症状が軽快した日に〇 (1日目に軽快)		O (軽快)	1日目 (軽快後)				登校可能	***************************************	*********
例 2	症状が軽快した日に〇 (2日目に軽快)	,		0	1日目			登校可能		
例 3	症状が軽快した日に〇 (3日目に軽快)	② 軽快した日に 〇を記入する			0	1日目		登校可能		
例 4	症状が軽快した日に〇 (4日目に軽快)	***************************************			』 ③ 軽快後何日目 かを記入する		1日目	登校可能		
例 5	症状が軽快した日に〇 (5日目に軽快)			かを ・ ・	E入する 	.,	0	1日目	登校可能	
		症物	状が軽快し	た後、1 E	3を経過す	るまで登	校できま	せん		
※その後は、症状が軽快した日によって出席停止日が延期されていきます										

出席停止解除後、発症から10日を経過するまではマスクの着用を推奨します。

<受診した医療	機関>			<受	於日>_	年 月 月		<u> </u>	
	発症日 (0日目)	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4 日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目	発症後 8日目
日にち	/	/	/	/	/	/	/		/
症状が軽快した日に〇									
出席停止期間			出席停止期	間(最低)			症状軽快後 1 日を経過するまでは 出席停止		
伊丹市立昆陽里小学校 年 組 児童生徒氏名()

保護者名(